

自主点検表(バス)

事業所名: \_\_\_\_\_

点検実施日: \_\_\_\_\_

重点点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>1. 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況(「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に係る点検事項)</b>		<b>※貸切バス事業者に限ります。</b>	
(1)	選任すべき運行管理者の数を満たしているか。また、補助者を選任している場合は、国に届出を行っているか。		
(2)	「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」に定める要件を満たすドライブレコーダーの記録を利用した運転者への指導・監督を実施しているか。		
(3)	すべての初任運転者及び事故惹起運転者に適性診断を受診させ、実技訓練等の指導・監督を実施しているか。(該当者がいない場合、実施体制を構築済みであれば「○」、そうでなければ「×」を記載。)		
(4)	運転者に直近1年間に乗務していなかった車種区分の自動車を運転させる場合に、初任運転者と同様の指導・監督を実施しているか。(該当者がいない場合、実施体制を構築済みであれば「○」、そうでなければ「×」を記載。)		
(5)	夜間、長距離の運行等、乗務の途中に点呼が必要な場合に、確実に実施しているか。(該当の運行がない場合は「○」を記載。)		
(6)	乗客の安全を確保するため、シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしているか。		
(7)	車内放送、リーフレット等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認しているか。		
(8)	乗客等の安全・安心確保の観点から、運賃・料金制度を遵守しているか。		
(9)	貸切バス予防整備ガイドラインに基づく整備サイクル表を作成し、適切な予防整備を実施しているか。		
(10)	点呼を確実に実施しているか。		
(11)	適切な運行計画を作成し、運転者に指示をしているか。		
(12)	適切な運転操作や道路交通法等の法令遵守の徹底等運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導しているか。(フットブレーキの使い方に関する指導を含む。)		
(13)	ブレーキに関する点検整備を実施できているか。		
(14)	リコールの対象となっている車両については、早期に改修できているか。(該当がない場合、「○」を記載。)		
<b>2. 健康管理体制の状況</b>			

様式1-1  
(事業者用)

(1)	<p>定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)</p>		
(2)	<p>医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。</p>		
(3)	<p>「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定</li> <li>・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示</li> </ul>		

(4)	運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。		
(5)	脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)		
<b>3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>			
(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。		
(2)	高速乗合バス及び貸切バス事業者において、交替運転者の配置基準を遵守しているか。		
(3)	適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。		
<b>4. 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況</b>			
(1)	飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。		
(2)	運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(3)	飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に乗務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(4)	覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(5)	運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒の有無など休息状況を点検しているか。(運行経路にフェリーを組み入っていない場合は○を記載。)		
<b>5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況</b>			
(1)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が確実に実施されているか。		
(2)	自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者や整備担当者、運転者等への周知徹底が図られているか。		
(3)	大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」に基づく「車輪脱落事故防止キャンペーン」の取組内容について、運行管理者、整備管理者及び運転者等に対し、社内でのポスターの掲示等を通じて周知徹底が図られているか。 なお、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車を所有していない場合は「○」を記載する。		
(4)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着作業は、計画的に正しい知識を有する者に実施させているか。		
(6)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、冬用タイヤへの交換等タイヤの脱着作業を実施した後、50km～100km走行後にトルクレンチを用いて規定トルクでホイール・ナットの増し締めを実施しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(7)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、日常点検時に、点検ハンマーによる打音、又はインジケータやマーキングを用いた目視により、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み等について確認しているか(特に車輪脱落事故の多い左後輪)。併せて、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」や「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」等についても点検を行っているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(8)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、ホイール・ボルト、ホイール・ナット及びホイールの錆や汚れの状況を確認し、錆や汚れを除去した上で、必要箇所に潤滑剤を塗布してから組み付けているか。また、錆や汚れの除去が不可能なものは交換しているか。		

様式1-1  
(事業者用)

(9)	<p>保有する車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車全てについて、年末年始輸送安全総点検期間中に、ホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているかの確認をし、締め付けトルク不足が発見された場合は、その車両数及び事業所内の全車両数を記載する。</p> <p>なお、対象車両を所有していない場合、又は「ホイール・ナットの緊急点検」を実施済みの場合(年末年始輸送安全総点検期間外の場合)</p>		
(10)	<p>スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。</p> <p>(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)</p>		
<b>6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況</b>			
(1)	<p>気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行える体制を構築しているか。</p> <p>なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。</p>		
(2)	<p>冬用タイヤの溝の深さが、タイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの確認を行っているか。</p> <p>なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。</p>		
(3)	<p>大雪及び暴風雪に備え、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保が図られているか。</p> <p>なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。</p>		

点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況</b>			
(1)	点呼の際、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示や、あおり運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。		
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(4)	運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。		
(7)	交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。 ・自動車の構造上の特性（視野、死角、内輪差、等）を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。 ・道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。 ・歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。		
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時（テロ発生時を除く。）における対応措置（連絡通報体制、避難誘導体制等）を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。		
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
(5)	貸切バス事業者においては損害賠償責任保険のてん補する額に制限がない内容となっているか。		
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>			
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
(3)	乗客等の安全・安心確保のため、テロ発生時における通報・連絡・指示体制や、車内放送、貼り紙等による不審者・不審物発見時の協力要請などのテロ防止の取組が実態に即した形で確立されているか。		
(4)	バスジャックを想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。		
(5)	対応要領を職員へ周知しているか。		

<p>6. 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況</p>		
<p>(1) 新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえた、対策の着実な実施に努めているか。</p>		
<p>(2) ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。</p>		
<p>(3) インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。</p>		

点 検 項 目	実施回数	備 考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。

自主点検表(ハイタク)

事業所名: \_\_\_\_\_  
点検実施日: \_\_\_\_\_

重点点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>2. 健康管理体制の状況</b>		
(1)	定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)	
(2)	医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。	
(3)	「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。 ・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定 ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示	
(4)	運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。	
(5)	脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)	
<b>3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>		
(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。	
<b>4. 運転者に飲酒運転や薬物運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>		
(1)	飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。	
(2)	運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。	
(3)	飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に乗務がある場合の飲酒等について指導しているか。	
(4)	覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。	
(5)	運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒の有無など休息状況を点検しているか。(運行経路にフェリーを組み入れていない場合は○を記載。)	
<b>5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況</b>		
(1)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が確実に実施されているか。	
(2)	自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者や整備担当者、運転者等への周知徹底が図られているか。	

6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況			
(1)	<p>気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行える体制を構築しているか。            なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。</p>		
(2)	<p>大雪及び暴風雪に備え、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保が図られているか。            なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。</p>		

点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況</b>			
(1)	点呼の際、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示や、あおり運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。		
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(4)	運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。		
(7)	交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。 ・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。 ・道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。 ・歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。		
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。		
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>			
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
<b>6. 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況</b>			
(1)	新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえた、対策の着実な実施に努めているか。		
(2)	ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等呼びかけているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。

自主点検表(個タク)

事業所名: \_\_\_\_\_

点検実施日: \_\_\_\_\_

重点点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>2. 健康管理体制の状況</b>			
(1)	定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、医師の診断等を受け、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診するとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)		
(2)	医師からの意見等を勘案し、乗務の継続、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、健康状態を継続的に把握しているか。		
(3)	「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施しているか。 ・乗務前点呼において、安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定 ・運行中の体調変化等による運行中止等の判断		
(4)	運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解しているか。		
(5)	脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を受診しているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)		
<b>3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>			
(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容を遵守しているか。		
<b>4. 運転者に飲酒運転や薬物運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>			
(1)	運行前にアルコール検知器を使用し、酒気帯びの可能性が無いか確認しているか。		
(2)	飲酒運転に関する法規制や、アルコールの体内分解処理に要する時間等を理解しているか。		
(3)	飲酒を習慣にしている場合は、翌日の運行に影響がないよう飲酒・酒量を控えているか。		
(4)	覚せい剤や危険ドラッグ等の危険性を認識し、絶対に使用してはならないことを認識しているか。		
<b>5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況</b>			
(1)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が確実に実施されているか。		
(2)	自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者や整備担当者、運転者等への周知徹底が図られているか。		
<b>6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況</b>			

様式1-3  
(事業者用)

(1)	気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行える体制を構築しているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。		
(2)	大雪及び暴風雪に備え、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保が図られているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。		

点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況</b>		
(1)	点呼の際、運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示や、あおり運転の禁止等道路交通法の遵守について、事故防止対策を図っているか。	
(2)	適性診断結果を踏まえた安全運転に努めているか。特に、高齢の運転者は、加齢に伴う身体機能の変化に応じた安全運転を心掛けているか。	
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、再発防止に努めているか。	
(4)	運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について遵守しているか。	
(7)	交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、以下の事項を徹底しているか。 ・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解し、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識すること。 ・道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識すること。 ・歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識すること。	
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>		
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。	
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。	
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。	
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>		
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。	
(2)	不審者情報の入手及び不審物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。	
<b>6. 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型コロナウイルス感染症対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況</b>		
(1)	新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえた、対策の着実な実施に努めているか。	
(2)	ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。	
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。	

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。

自主点検表(個タク)

事業所名: \_\_\_\_\_

点検実施日: \_\_\_\_\_

重点点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>2. 健康管理体制の状況</b>			
(1)	定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、医師の診断等を受け、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診するとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)	○	
(2)	医師からの意見等を勘案し、乗務の継続、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、健康状態を継続的に把握しているか。	○	
(3)	「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施しているか。 ・乗務前点呼において、安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定 ・運行中の体調変化等による運行中止等の判断	○	
(4)	運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解しているか。	○	
(5)	脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を受診しているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)	○	
<b>3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>			
(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容を遵守しているか。	○	
<b>4. 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況</b>			
(1)	運行前にアルコール検知器を使用し、酒気帯びの可能性が無いか確認しているか。	○	
(2)	飲酒運転に関する法規制や、アルコールの体内分解処理に要する時間等を理解しているか。	○	
(3)	飲酒を習慣にしている場合は、翌日の運行に影響がないよう飲酒・酒量を控えているか。	○	
(4)	覚せい剤や危険ドラッグ等の危険性を認識し、絶対に使用してはならないことを認識しているか。	○	
<b>5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況</b>			
(1)	① 車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。	○	
	② 自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。	○	
<b>6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況</b>			

様式1-3  
(事業者用)

(1)	気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行える体制を構築しているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。	○	
(2)	大雪及び暴風雪に備え、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保が図られているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。	○	

点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況</b>			
(1)	点呼の際、運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示や、あおり運転の禁止等道路交通法の遵守について、事故防止対策を図っているか。	×	有効期限の確認を行っていなかったため、目のつく場所に有効期限を掲示した。
(2)	適性診断結果を踏まえた安全運転に努めているか。特に、高齢の運転者は、加齢に伴う身体機能の変化に応じた安全運転を心掛けているか。	×	受診後見直しをしていなかったため、これを期に見直した。今後も定期的に見直し、自分の短所を踏まえた安全運転を心掛ける
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、再発防止に努めているか。		
(4)	運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について遵守しているか。		
(7)	交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、以下の事項を徹底しているか。 ・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解し、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識すること。 ・道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識すること。 ・歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識すること。		
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。	○	
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。	○	
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。	○	
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>			
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。	○	
(2)	不審者情報の入手及び不審物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。	○	
<b>6. 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況</b>			
(1)	新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえた、対策の着実な実施に努めているか。	○	
(2)	ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。	○	
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。	○	

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。

自主点検表(トラック)

事業所名: \_\_\_\_\_  
点検実施日: \_\_\_\_\_

重点点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>2. 健康管理体制の状況</b>			
(1)	定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)		
(2)	医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。		
(3)	「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。 ・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定 ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示		
(4)	運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。		
(5)	脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)		
<b>3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>			
(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。		
(3)	適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。		
<b>4. 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況</b>			
(1)	飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。		
(2)	運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(3)	飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に乗務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(4)	覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(5)	運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒の有無など休息状況を点検しているか。(運行経路にフェリーを組み入れていない場合は○を記載。)		

5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況			
(1)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が確実に実施されているか。		
(2)	自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者や整備担当者、運転者等への周知徹底が図られているか。		
(3)	大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」に基づく「車輪脱落事故防止キャンペーン」の取組内容について、運行管理者、整備管理者及び運転者等に対し、社内でのポスターの掲示等を通じて周知徹底が図られているか。 なお、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車を所有していない場合は「○」を記載する。		
(4)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着作業は、計画的に正しい知識を有する者に実施させているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(5)	車両総重量8トン以上の自動車について、自社でタイヤ脱着作業を行った場合には、大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」で定めるタイヤ脱着作業管理表等を用い、適切なタイヤ脱着作業の結果を記録しているか。 なお、対象車両を所有していない場合及び自社でタイヤ脱着作業を行っていない場合は「○」を記載する。		
(6)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、冬用タイヤへの交換等タイヤの脱着作業を実施した後、50km～100km走行後にトルクレンチを用いて規定トルクでホイール・ナットの増し締めを実施しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(7)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、日常点検時に、点検ハンマーによる打音、又はインジケータやマーキングを用いた目視により、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み等について確認しているか(特に車輪脱落事故の多い左後輪)。併せて、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」や「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」等についても点検を行っているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(8)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、ホイール・ボルト、ホイール・ナット及びホイールの錆や汚れの状況を確認し、錆や汚れを除去した上で、必要箇所へ潤滑剤を塗布してから組み付けているか。また、錆や汚れの除去が不可能なものは交換しているか。		
(9)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、年末年始輸送安全総点検期間中に、ホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているかの確認をし、締め付けトルク不足が発見された場合は、その車両数及び事業所内の全車両数を記載する。 なお、対象車両を所有していない場合、又は「ホイール・ナットの緊急点検」を実施済みの場合(年末年始輸送安全総点検期間外の場合)は「○」を記載する。		
(10)	スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。 (車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)		
6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況			
(1)	気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行える体制を構築しているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。		
(2)	冬用タイヤの溝の深さが、タイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの確認を行っているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。		
(3)	大雪及び暴風雪に備え、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保が図られているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。		
点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況			
(1)	点呼の際、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示や、あおり運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。		
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(4)	運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。		

(5)	過積載運行等の防止を図っているか。		
(6)	過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、基準不適合マフラーの装着等)の防止が徹底されているか。		
(7)	<p>交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。</li> <li>・道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。</li> <li>・歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。</li> </ul>		
<b>2. コンテナ輸送における安全対策の実施状況</b>			
(1)	コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)		
(2)	トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)		
(3)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)		
(4)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)		

(5)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者に連絡するよう運転者に指導しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)		
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。		
(3)	危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。		
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>			
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
<b>6. 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況</b>			
(1)	新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえた、対策の着実な実施に努めているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。

自主点検表(バスターミナル)

事業所名: \_\_\_\_\_  
 バスターミナル名: \_\_\_\_\_ 一般・専用  
 点検実施日: \_\_\_\_\_

点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>3. バスターミナルの保守点検の実施状況</b>		
(1) 保安設備の点検整備		
① 道路の出口付近における安全確認のための整備等の整備状況(信号機、反射鏡、見通し等の状況)		
② バスターミナル構内における車両の通行の安全確保のための設備等の整備状況(信号機、反射鏡、見通し等の状況)		
③ バスターミナル構内における歩行者の通行の安全確保のための設備等の整備状況(信号機、警報機、路側帯、横断歩道、非常口等の状況)		
④ 防火設備、消火器等器具の点検・整備状況		
⑤ 緊急時における防火体制等の整備状況		
(2) 混雑時における整理・誘導等の安全確保の状況(保安要員等の配置、案内放送、ターミナル構内における車両駐車状況等)		
(3) 建設中及び工事中における安全確保と安全対策の実施状況		
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>		
(1) 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2) 自然災害の発生に備えて、施設等の安全確保のための措置を講じているか。		
(3) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>		
(1) 警備要員等による巡回が徹底して実施されているか。		
(2) テロ発生時における対応措置(連絡通報体制、避難誘導等体制)が整備・構築しているか。		
(3) 場内放送や貼り紙により、テロ対策実施中であること及び不審者・不審物発見時の協力要請を実施しているか。		
(4) テロ発生を想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。		
(5) 対応要領を職員へ周知しているか。		
(6) ゴミ箱の閉鎖又は集約化を実施しているか。		
<b>6. 新型コロナウイルス感染拡大予防対策の実施状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況</b>		
(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策の着実な実施に努めているか。		
(2) ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。		
(3) インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入すること。

自主点検表(自動車道)

事業所名: \_\_\_\_\_

路線名: \_\_\_\_\_ 一般・専用

点検実施日: \_\_\_\_\_

点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>3. 自動車道の保守点検の実施状況</b>			
(1)	管理体制と人員配置状況		
(2)	路面、排水設備の整備状況		
(3)	法面危険箇所の点検整備		
(4)	構造物の状況		
(5)	防護整備の状況		
(6)	信号通信、標識掲示類及び照明設備の整備状況		
(7)	緊急時の設備点検状況		
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、道路設備等の安全確保のための措置を講じているか。		
(3)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>			
(1)	営業所、料金所及び路線内の巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	テロ発生時における対応措置(連絡通報体制、避難誘導等体制)が整備・構築しているか。		
<b>6. 新型コロナウイルス感染拡大予防対策の実施状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況</b>			
(1)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策の着実な実施に努めているか。		
(2)	ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入すること。

立入点検表(バス)

運輸局名: \_\_\_\_\_

事業所名: \_\_\_\_\_

点検実施日: \_\_\_\_\_

重点点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>1. 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況(「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に係る点検事項)</b>		<b>※貸切バス事業者に限ります。</b>	
(1)	選任すべき運行管理者の数を満たしているか。また、補助者を選任している場合は、固に届出を行っているか。		
(2)	「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」に定める要件を満たすドライブレコーダーの記録を利用した運転者への指導・監督を実施しているか。		
(3)	すべての初任運転者及び事故惹起運転者に適性診断を受診させ、実技訓練等の指導・監督を実施しているか。(該当者がいない場合、実施体制を構築済みであれば「○」、そうでなければ「×」を記載。)		
(4)	運転者に直近1年間に乗務していなかった車種区分の自動車を運転させる場合に、初任運転者と同様の指導・監督を実施しているか。(該当者がいない場合、実施体制を構築済みであれば「○」、そうでなければ「×」を記載。)		
(5)	夜間、長距離の運行等、乗務の途中に点呼が必要な場合に、確実に実施しているか。(該当の運行がない場合は「○」を記載。)		
(6)	乗客の安全を確保するため、シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしているか。		
(7)	車内放送、リーフレット等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認しているか。		
(8)	乗客等の安全・安心確保の観点から、運賃・料金制度を遵守しているか。		
(9)	貸切バス予防整備ガイドラインに基づく整備サイクル表を作成し、適切な予防整備を実施しているか。		
(10)	点呼を確実に実施しているか。		
(11)	適切な運行計画を作成し、運転者に指示をしているか。		
(12)	適切な運転操作や道路交通法等の法令遵守の徹底等運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導しているか。(フットブレーキの使い方に関する指導を含む。)		
(13)	ブレーキに関する点検整備を実施できているか。		
(14)	リコールの対象となっている車両については、早期に改修できているか。(該当がない場合、「○」を記載。)		
<b>2. 健康管理体制の状況</b>			
(1)	定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)		
(2)	医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。		
(3)	「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。 ・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定 ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示		

(4)	<p>運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。</p>		
(5)	<p>脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)</p>		

3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況			
(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。		
(2)	高速乗合バス及び貸切バス事業者において、交替運転者の配置基準を遵守しているか。		
(3)	適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。		
4. 運転者に飲酒運転や薬物運転を行わせないための安全対策の実施状況			
(1)	飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。		
(2)	運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(3)	飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に乗務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(4)	覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(5)	運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒の有無など休息状況を検査しているか。(運行経路にフェリーを組み入っていない場合は○を記載。)		
5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況			
(1)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が確実に実施されているか。		
(2)	自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者や整備担当者、運転者等への周知徹底が図られているか。		
(3)	大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」に基づく「車輪脱落事故防止キャンペーン」の取組内容について、運行管理者、整備管理者及び運転者等に対し、社内でのポスターの掲示等を通じて周知徹底が図られているか。 なお、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車を所有していない場合は「○」を記載する。		
(4)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着作業は、計画的に正しい知識を有する者に実施させているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(6)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、冬用タイヤへの交換等タイヤの脱着作業を実施した後、50km～100km走行後にトルクレンチを用いて規定トルクでホイール・ナットの増し締めを実施しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(7)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、日常点検時に、点検ハンマーによる打音、又はインジケータやマーキングを用いた目視により、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み等について確認しているか(特に車輪脱落事故の多い左後輪)。併せて、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」や「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」等についても点検を行っているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(8)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、ホイール・ボルト、ホイール・ナット及びホイールの錆や汚れの状況を確認し、錆や汚れを除去した上で、必要箇所に潤滑剤を塗布してから組み付けているか。また、錆や汚れの除去が不可能なものは交換しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(9)	保有する車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車全てについて、年末年始輸送安全総点検期間中に、ホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているかの確認をし、締め付けトルク不足が発見された場合は、その車両数及び事業所内の全車両数を記載する。 なお、対象車両を所有していない場合、又は「ホイール・ナットの緊急スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)		
(10)			
6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況			
(1)	気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行える体制を構築しているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。		
(2)	冬用タイヤの溝の深さが、タイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの確認を行っているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。		

(3)	大雪及び暴風雪に備え、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保が図られているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。		
-----	--	--	--

点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況</b>			
(1)	点呼の際、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実にを行うとともに、運行経路の指示や、あおり運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。		
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(4)	運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。		
(7)	交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。 ・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。 ・道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。 ・歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。		
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。		
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある通報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
(5)	貸切バス事業者においては損害賠償責任保険のてん補する額に制限がない内容となっているか。		
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>			
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
(3)	乗客等の安全・安心確保のため、テロ発生時における通報・連絡・指示体制や、車内放送、貼り紙等による不審者・不審物発見時の協力要請などのテロ防止の取組が実態に即した形で確立されているか。		
(4)	バスジャックを想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。		
(5)	対応要領を職員へ周知しているか。		
<b>6. 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型コロナウイルス感染症対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況</b>			
(1)	新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえた、対策の着実な実施に努めているか。		
(2)	ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等呼びかけているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		
点検項目		実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数			

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。

立入点検表(ハイタク)

運輸局名: \_\_\_\_\_

事業所名: \_\_\_\_\_

点検実施日: \_\_\_\_\_

重点点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>2. 健康管理体制の状況</b>			
(1)	定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)		
(2)	医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。		
(3)	「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。 ・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定 ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示		
(4)	運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。		
(5)	脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていことから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)		
<b>3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>			
(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。		
<b>4. 飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。</b>			
(1)	飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。		
(2)	運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(3)	飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に乗務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(4)	覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(5)	運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒の有無など休息状況を点検しているか。(運行経路にフェリーを組み入れていない場合は○を記載。)		
<b>5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況</b>			
(1)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が確実に実施されているか。		
(2)	自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者や整備担当者、運転者等への周知徹底が図られているか。		
<b>6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況</b>			

様式2-2  
(運輸局用)

(1)	<p>気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行える体制を構築しているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。</p>		
(2)	<p>大雪及び暴風雪に備え、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保が図られているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。</p>		

点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<p>1. 点呼の際、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示や、あおり運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。</p>		
(1) 点呼の際、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示や、あおり運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(2) 適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。		
(3) 事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(4) 運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。		
<p>(7) 交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。          ・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。          ・道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。          ・歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。</p>		
<p>4. 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。</p>		
(1) 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2) 自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。		
(4) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
<p>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</p>		
(1) 始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2) 不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
<p>6. 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型コロナウイルス感染症対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況</p>		
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえた、対策の着実な実施に努めているか。		
(2) ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。		
(3) インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。

立入点検表(トラック)

運輸局名: \_\_\_\_\_

事業所名: \_\_\_\_\_

点検実施日: \_\_\_\_\_

重点点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>2. 健康管理体制の状況</b>		
(1) 定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)		
(2) 医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。		
(3) 「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。 ・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定 ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示		
(4) 運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。		
(5) 脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)		
<b>3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>		
(1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。		
(3) 適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。		
<b>4. 運転者に飲酒運転や薬物運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>		
(1) 飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。		
(2) 運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(3) 飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に乗務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(4) 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(5) 運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒の有無など休息状況を点検しているか。(運行経路にフェリーを組み入れていない場合は○を記載。)		

5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況			
(1)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が確実に実施されているか。		
(2)	自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者や整備担当者、運転者等への周知徹底が図られているか。		
(3)	大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」に基づく「車輪脱落事故防止キャンペーン」の取組内容について、運行管理者、整備管理者及び運転者等に対し、社内でのポスターの掲示等を通じて周知徹底が図られているか。 なお、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車を所有していない場合は「○」を記載する。		
(4)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着作業は、計画的に正しい知識を有する者に実施させているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(5)	車両総重量8トン以上の自動車について、自社でタイヤ脱着作業を行った場合には、大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」で定めるタイヤ脱着作業管理表等を用い、適切なタイヤ脱着作業の結果を記録しているか。 なお、対象車両を所有していない場合及び自社でタイヤ脱着作業を行っていない場合には「○」を記載する。		
(6)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、冬用タイヤへの交換等タイヤの脱着作業を実施した後、50km～100km走行後にトルク・レンチを用いて規定トルクでホイール・ナットの増し締めを実施しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(7)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、日常点検時に、点検ハンマーによる打音、又はインジケータやマーキングを用いた目視により、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み等について確認しているか(特に車輪脱落事故の多い左後輪)。併せて、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」や「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」等についても点検を行っているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(8)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、ホイール・ボルト、ホイール・ナット及びホイールの錆や汚れの状況を確認し、錆や汚れを除去した上で、必要箇所に潤滑剤を塗布してから組み付けているか。また、錆や汚れの除去が不可能なものは交換しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(9)	保有する車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車全てについて、年末年始輸送安全総点検期間中に、ホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているかの確認をし、締め付けトルク不足が発見された場合は、その車両数及び事業所内の全車両数を記載する。 なお、対象車両を所有していない場合、又は「ホイール・ナットの緊急点検」を実施済みの場合(年末年始輸送安全総点検期間外の場合も含む)は「○」を記載する。		
(10)	スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。 (車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)		
6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況			
(1)	気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行える体制を構築しているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。		
(2)	冬用タイヤの溝の深さが、タイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの確認を行っているか。 なお、降積雪期において冬用タイヤを装着しない場合又は降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。		
(3)	大雪及び暴風雪に備え、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保が図られているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。		

点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況</b>		
(1) 点呼の際、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示や、あおり運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(2) 適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。		
(3) 事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(4) 運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。		
(5) 過積載運行等の防止を図っているか。		
(6) 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、基準不適合マフラーの装着等)の防止が徹底されているか。		
(7) 交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。 ・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。 ・道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。 ・歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。		
<b>2. コンテナ輸送における安全対策の実施状況</b>		
(1) コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)		
(2) トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)		
(3) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)		
(4) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)		
(5) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者へ連絡するよう運転者に指導しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)		

4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。		
(3)	危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。		
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況			
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
6. 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況			
(1)	新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえた、対策の着実な実施に努めているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。

立入点検表(バスターミナル)

運輸局名: \_\_\_\_\_  
 事業所名: \_\_\_\_\_  
 バスターミナル名: \_\_\_\_\_ 一般・専用  
 点検実施日: \_\_\_\_\_

点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>3. バスターミナルの保守点検の実施状況</b>			
(1)	保安設備の点検整備		
①	道路の出口付近における安全確認のための整備等の整備状況(信号機、反射鏡、見通し等の状況)		
②	バスターミナル構内における車両の通行の安全確保のための設備等の整備状況(信号機、反射鏡、見通し等の状況)		
③	バスターミナル構内における歩行者の通行の安全確保のための設備等の整備状況(信号機、警報機、路側帯、横断歩道、非常口等の状況)		
④	防火設備、消火器等器具の点検・整備状況		
⑤	緊急時における防火体制等の整備状況		
(2)	混雑時における整理・誘導等の安全確保の状況(保安要員等の配置、案内放送、ターミナル構内における車両駐車状況等)		
(3)	建設中及び工事中における安全確保と安全対策の実施状況		
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、施設等の安全確保のための措置を講じているか。		
(3)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある連絡対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>			
(1)	警備要員等による巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	テロ発生時における対応措置(連絡通報体制、避難誘導等体制)が整備・構築しているか。		
(3)	場内放送や貼り紙により、テロ対策実施中であること及び不審者・不審物発見時の協力要請を実施しているか。		
(4)	テロ発生を想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。		
(5)	対応要領を職員へ周知しているか。		
(6)	ゴミ箱の閉鎖又は集約化を実施しているか。		
<b>6. 新型コロナウイルス感染拡大予防対策の実施状況、新型コロナウイルス感染症対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況</b>			
(1)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策の着実な実施に努めているか。		
(2)	ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		
<b>点検項目</b>		<b>実施回数</b>	<b>備考</b>
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数			

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入すること。

立入点検表(自動車道)

運輸局名: \_\_\_\_\_  
 事業所名: \_\_\_\_\_  
 路線名: \_\_\_\_\_ 一般・専用  
 点検実施日: \_\_\_\_\_

点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>3. 自動車道の保守点検の実施状況</b>			
(1)	管理体制と人員配置状況		
(2)	路面、排水設備の整備状況		
(3)	法面危険箇所の点検整備		
(4)	構造物の状況		
(5)	防護整備の状況		
(6)	信号通信、標識掲示類及び照明設備の整備状況		
(7)	緊急時の設備点検状況		
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、道路設備等の安全確保のための措置を講じているか。		
(3)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>			
(1)	営業所、料金所及び路線内の巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	テロ発生時における対応措置(連絡通報体制、避難誘導等体制)が整備・構築しているか。		
<b>6. 新型コロナウイルス感染拡大予防対策の実施状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況</b>			
(1)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策の着実な実施に努めているか。		
(2)	ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		
<b>点検項目</b>		<b>実施回数</b>	<b>備考</b>
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数			

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入すること。

点検の着眼点(自動車道関係)

点 検 事 項	点 検 項 目	着 眼 点
<b>3. 自動車道の保守点検の実施状況</b>		
(1) 管理体制と人員配置状況	① 維持管理要領の整備	a. 平常時管理体制の有無 b. 異常気象時管理体制 ・警戒体制の有無 ・緊急体制の有無 c. 道路パトロール実施 ・パトロール実施要領の有無 ア 危険箇所調査の有無 イ 巡回時の着眼点の有無 ウ パトロール日誌の有無 エ 定期パトロール報告書の有無 オ 異常気象等パトロール報告書の有無 d. 通行規則の実施 ・通行規則実施要領の有無 ア 通行規則基準表の有無 イ 通行規則実施状況表の有無 e. 交通安全施設の点検及び整備 ・交通安全施設の設置基準の有無 f. 自動車事故の把握・報告及び災害報告 ・集計表の有無 ・事故報告書の有無
	② 人員の確保	a. 土木の知識を有する職員が配置されているか
(2) 路面、排水設備の整備状況	① 舗装面、路肩、路側法面の状況	a. 舗装面に凹部はないか。またクラックの状況はどうか b. 路肩が損傷されずに保たれているか c. 法面は安定しているか
	② 路面標識	a. 適正な標識となっているか(はみ出し通行禁止標識等)
	③ 側溝、柵、暗渠、透水管等	a. 土砂、ごみ等がつまってないか b. 施設の破損はないか c. 流末処理に異常はないか d. 蓋がはずれてないか
(3) 法面危険箇所の点検整備	① 地滑り、落石、河川の水衝部等の危険箇所	a. 法面や路面にクラックは発生していないか b. 浮石はないか c. 法面は安定しているか
	② 法面防護工の異常箇所	a. 適切な落石対策工が施されているか b. 落石対策網のネットは破損していないか、又落石防止柵に岩石がたまりすぎていないか c. モルタル吹付に破損、剥落はないか
(4) 構造物の状況	① 橋梁、トンネル、擁壁、護岸等	a. 伸縮継手部に異物等が混入してないか b. クラック、破損、沈下はないか c. 漏水はないか d. 非常用施設、照明施設等に異常はないか
(5) 防護整備の状況	① ガードレール、ガードロープ、保安柵、緊急退避所等	a. 自動車の走行上危険な箇所に設置してあるか b. 構造・規格は妥当か c. 基礎はしっかりしているか
(6) 信号通信、標識掲示類及び照明設備の整備状況	① 信号機	a. 腐朽又は損傷してないか b. 漏電、絶縁不良のおそれはないか c. 機能が不良になってないか
	② 通信機	a. 腐朽又は損傷してないか b. 漏電、絶縁不良のおそれはないか c. 機能が不良になってないか
	③ 照明設備	a. 腐朽又は損傷してないか b. 漏電、絶縁不良のおそれはないか c. 機能が不良になってないか
	④ 警報設備	a. 腐朽又は損傷してないか b. 漏電、絶縁不良のおそれはないか c. 機能が不良になってないか
	⑤ 供用約款、保安上の供用制限	a. 適正な場所に掲示されているか
	⑥ 自動車道標識	a. 適正な標識が適正な場所に設置されているか、又樹木等により見えにくくなってないか
	⑦ 案内、注意看板、反射鏡等	a. 道路反射鏡、視線誘導表の設置は適正か、又道路反射鏡の向きは適正か b. 二輪車に対する注意看板等は充分か
(7) 緊急時の設備点検状況	① 機械・器具類の整備	
	② 消火・避難用具の整備状況	

## 実施結果報告書(自動車運送事業)

## 1. 総点検実施状況

事業の種類		バス	ハイタク	トラック	合計
項目					
管内の事業者数(A)					0
総点検を実施した事業者数(B)					0
当局が査察等を実施した事業者数(C)					0
実施率(%)	事業者実施(B/A)				0
	当局実施(C/A)				0
総点検期間中の重大事故件数					0
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数					0

## 2. 安全総点検の実施結果(別紙様式に記載すること&lt;別紙1&gt;)

## 3. 安全総点検の実施結果についての地方運輸局の所見

①	
②	
③	

## 4. 安全総点検期間中の重大事件発生状況(別紙様式に記載すること&lt;別紙2&gt;)

# 街頭検査の実施状況

項目	出動回数	出 動 延 べ 人 員						
		国 土 交 通 省 関 係			自動車技術 総合機構	警察	その他(注1)	合 計
		検査要員	その他	小 計				
実績	回	名	名	0 名	名	名	0 名	

(注1)「その他」の主な団体名

項目	検査車両数	うち 整備不良車両数	うち 不正改造車両数	自動車検査証の有効期間切れの台数	整備命令発令件数	装置別保安基準不適合箇所数														合計						
						同一性・構造	操縦	緩衝	走行	原動機・動力伝達	うち 速度抑制装置	制動	保安装置	うち 着色フィルム	電気・灯火類	うち 灯火の色	乗車	車枠・車体	うち 回転部分の突出		うち 突入防止装置の取外し等	うち さし枠の取付け	騒音・排ガス	うち 消音器の取外し等	機器検査・その他	うち CO・HCガス
実績					法第54条																			0		
					法第54条の2																					

注2. 1台の車両に法第54条に基づく整備命令と第54条の2に基づく整備命令を同時に発令した場合には、各々の欄に計上すること。

注3. 「整備不良車両数」及び「不正改造車両数」には、「自動車検査証の有効期間切れ」は含めないこと。

## 街頭検査の実施結果に対する地方運輸局の所見

## 実施結果報告書(バスターミナル、自動車道関係)

### 1. 総点検実施状況

項目		種別	バスターミナル		自動車道	
			一般	専用	一般	専用
管内の事業者数(A)			(0)	(0)	(0)	(0)
総点検を実施した事業者数(B)			(0)	(0)	(0)	(0)
当局が査察等を実施した事業者数(C)			(0)	(0)	(0)	(0)
実施率(%)	事業者実施(B/A)					
	当局実施(C/A)					
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数						

(注) 下段( )は、バスターミナルについてはターミナル数、自動車道については路線数を記入すること。

### 2. 安全総点検の実施結果(バスターミナルは別紙1、自動車道は別紙2に記入すること。)

### 3. 安全総点検の結果についての地方運輸局の所見

### 4. バスターミナル、自動車道に生じた欠陥

種 別		件 数	事故の処理状況		備 考
			適	否	
バスターミナル	一般				
	専用				
自動車道	一般				
	専用				

(注) 1. バスターミナルに係る欠陥とは、自動車ターミナル法施行規則第16条及び第17条の規程に該当することをいう。

2. 自動車道に係る欠陥とは、道路運送法第68条第3号の規定に該当することをいう。

2. 安全総点検の実施結果

点検項目 (自動車局重点点検事項)	バス		ハイタク		トラック	
	良好と判断された事業者	改善を指導した事業者	良好と判断された事業者	改善を指導した事業者	良好と判断された事業者	改善を指導した事業者
<b>1. 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況(「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に係る点検事項)</b>						
(1) 選任すべき運行管理者の数を満たしているか。また、補助者を選任している場合は、国に届出を行っているか。			-	-	-	-
(2) 「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」に定める要件を満たすドライブレコーダーの記録を利用した運転者への指導・監督を実施しているか。			-	-	-	-
(3) すべての初任運転者及び事故惹起運転者に適性診断を受診させ、実技訓練等の指導・監督を実施しているか。(該当者がいない場合、実施体制を構築済みであれば「○」、そうでなければ「×」を記載。)			-	-	-	-
(4) 運転者に直近1年間に乗務していなかった車種区分の自動車を運転させる場合に、初任運転者と同様の指導・監督を実施しているか。(該当者がいない場合、実施体制を構築済みであれば「○」、そうでなければ「×」を記載。)			-	-	-	-
(5) 夜間、長距離の運行等、乗務の途中に点呼が必要な場合に、確実に実施しているか。(該当の運行がない場合は「○」を記載)			-	-	-	-
(6) 乗客の安全を確保するため、シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしているか。			-	-	-	-
(7) 車内放送、リーフレット等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認しているか。			-	-	-	-
(8) 乗客等の安全・安心確保の観点から、運賃・料金制度を遵守しているか。			-	-	-	-
(9) 貸切バス予防整備ガイドラインに基づく整備サイクル表を作成し、適切な予防整備を実施しているか。			-	-	-	-
(10) 点呼を確実に実施しているか。			-	-	-	-
(11) 適切な運行計画を作成し、運転者に指示をしているか。			-	-	-	-
(12) 適切な運転操作や道路交通法等の法令遵守の徹底等運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導しているか。(フットブレーキの使い方に関する指導を含む。)			-	-	-	-
(13) ブレーキに関する点検整備を実施できているか。			-	-	-	-
(14) リコールの対象となっている車両については、早期に改修できているか。(該当がない場合、「○」を記載。)			-	-	-	-
<b>2. 健康管理体制の状況</b>						
(1) 定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)						
(2) 医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。						
(3) 「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。 ・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定 ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示						
(4) 運転者に対して運行中に体調の異常を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。						
(5) 脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)						
<b>3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>						
(1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。						
(2) 高速乗合バス及び貸切バス事業者において、交替運転者の配置基準を遵守しているか。			-	-	-	-
(3) 適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。			-	-	-	-
<b>4. 運転者に飲酒運転や薬物運転を行わせないための安全対策の実施状況</b>						
(1) 飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。						
(2) 運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。						
(3) 飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に乗務がある場合の飲酒等について指導しているか。						
(4) 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。						
(5) 運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒の有無など休息状況を点検しているか。(運行経路にフェリーを組み入れていない場合は○を記載。)						

5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況							
(1)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が確実に実施されているか。						
(2)	自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者や整備担当者、運転者等への周知徹底が図られているか。						
(3)	大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」に基づく「車輪脱落事故防止キャンペーン」の取組内容について、運行管理者、整備管理者及び運転者等に対し、社内でのポスターの掲示等を通じて周知徹底が図られているか。 なお、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車を所有していない場合は「○」を記載する。			-	-		
(4)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着作業は、計画的に正しい知識を有する者に実施させているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。			-	-		
(5)	車両総重量8トン以上の自動車について、自社でタイヤ脱着作業を行った場合には、大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」で定めるタイヤ脱着作業管理表等を用い、適切なタイヤ脱着作業の結果を記録しているか。 なお、対象車両を所有していない場合及び自社でタイヤ脱着作業を行っていない場合には「○」を記載する。	-	-	-	-		
(6)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、冬用タイヤへの交換等タイヤの脱着作業を実施した後、50km～100km走行後にトルクレンチを用いて規定トルクでホイール・ナットの増し締めを実施しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。			-	-		
(7)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、日常点検時に、点検ハンマーによる打音、又はインジケータやマーキングを用いた目視により、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み等について確認しているか(特に車輪脱落事故の多い左後輪)。 併せて、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」や「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」等についても点検を行っているか。			-	-		
(8)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、ホイール・ボルト、ホイール・ナット及びホイールの錆や汚れの状況を確認し、錆や汚れを除去した上で、必要箇所に潤滑剤を塗布してから組み付けているか。また、錆や汚れの除去が不可能なものは交換しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。			-	-		
(9)	保有する車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車全てについて、年末年始輸送安全総点検期間中に、ホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているかの確認をし、締め付けトルク不足が発見された場合は、その車両数及び事業所内の全車両数を記載する。 なお、対象車両を所有していない場合、又は「ホイール・ナットの緊急点検」を実施済みの場合(年末年始輸送安全総点検期間外の場合も含む)は「○」を記載する。			-	-		
(10)	スベアタイヤ取付装置、スベアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。 (車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)			-	-		
6. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況							
(1)	気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行える体制を構築しているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。						
(2)	冬用タイヤの溝の深さが、タイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの確認を行っているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。			-	-		
(3)	大雪及び暴風雪に備え、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保が図られているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。						

点検項目 (自動車交通関係点検事項)		バス		ハイタク		トラック	
		良好と判断された事業者	改善を指導した事業者	良好と判断された事業者	改善を指導した事業者	良好と判断された事業者	改善を指導した事業者
<b>1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況</b>							
(1)	点呼の際、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示や、あおり運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。						
(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。						
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。						
(4)	運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。						
(5)	過積載運行等の防止を図っているか。	-	-	-	-		
(6)	過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、基準不適合マフラーの装着等)の防止が徹底されているか。	-	-	-	-		
(7)	交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。 ・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。 ・道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。 ・歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。						
<b>2. コンテナ輸送における安全対策の実施状況</b>							
(1)	コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)	-	-	-	-		
(2)	トラクタトレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)	-	-	-	-		
(3)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)	-	-	-	-		
(4)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)	-	-	-	-		
(5)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないかを確認し、これらのおそれがある場合には、事業者と連絡するよう運転者に指導しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)	-	-	-	-		
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>							
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。						
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。						
(3)	危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。	-	-	-	-		
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある通報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。						
(5)	貸切バス事業者においては損害賠償責任保険のてん補する額に制限がない内容となっているか。			-	-	-	-
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>							
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。						
(2)	不審情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。						
(3)	乗客等の安全・安心確保のため、テロ発生時における通報・連絡・指示体制や、車内放送、貼り紙等による不審者・不審物発見時の協力要請などのテロ防止の取組が実態に即した形で確立されているか。			-	-	-	-
(4)	バスジャックを想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。			-	-	-	-
(5)	対応要領を職員へ周知しているか。			-	-	-	-

新型コロナウイルス感染拡大予防対策の実施状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況							
(1)	新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえた、対策の着実な実施に努めているか。						
(2)	ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等呼びかけているか。					-	-
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。						

2. 安全総点検の実施結果(バスターミナル)

点検項目	一般		専用		備考
	良好と判断された事業者数	改善を指導した事業者数	良好と判断された事業者数	改善を指導した事業者数	
<b>3. バスターミナルの保守点検の実施状況</b>					
(1) 保安設備の点検整備					
① 道路の出口付近における安全確認のための整備等の整備状況(信号機、反射鏡、見通し等の状況)					
② バスターミナル構内における車両の通行の安全確保のための設備等の整備状況(信号機、反射鏡、見通し等の状況)					
③ バスターミナル構内における歩行者の通行の安全確保のための設備等の整備状況(信号機、警報機、路側帯、横断歩道、非常口等の状況)					
④ 防火設備、消火器等器具の点検・整備状況					
⑤ 緊急時における防火体制等の整備状況					
(2) 混雑時における整理・誘導等の安全確保の状況(保安要員等の配置、案内放送、ターミナル構内における車両駐車状況等)					
(3) 建設中及び工事中における安全確保と安全対策の実施状況					
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>					
(1) 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。					
(2) 自然災害の発生に備えて、施設等の安全確保のための措置を講じているか。					
(3) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。					
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>					
(1) 警備要員等による巡回が徹底して実施されているか。					
(2) テロ発生時における対応措置(連絡通報体制、避難誘導等体制)が整備・構築しているか。					
(3) 場内放送や貼り紙により、テロ対策実施中であること及び不審者・不審物発見時の協力要請を実施しているか。					
(4) テロ発生を想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。					
(5) 対応要領を職員へ周知しているか。					
(6) ゴミ箱の閉鎖又は集約化を実施しているか。					
<b>6. 新型コロナウイルス感染拡大予防対策の実施状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況</b>					
(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策の着実な実施に努めているか。					
(2) ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等呼びかけているか。					
(3) インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。					

#### 4. 安全総点検期間中の重大事故発生状況

業態	区分	合計			転覆			転落			路外逸脱			火災			踏切			衝突			車内			死傷			健康起因			危険物等			その他		
		件数	死者	傷者																																	
バス		0 (0)																																			
ハイタク		0 (0)																																			
トラック		0 (0)																																			
合計		0 (0)																																			

(注) 1. 「自動車事故報告規則」に該当する事故を対象とすること。  
2. 有責事故は( )内に内数で記入すること。

## 2. 安全総点検の実施結果(自動車道)

点検項目	一般		専用		備考
	良好と判断された事業者数	改善を指導した事業者数	良好と判断された事業者数	改善を指導した事業者数	
<b>3. 自動車道の保守点検の実施状況</b>					
(1) 管理体制と人員配置状況					
① 維持管理要領の整備					
② 人員の確保					
(2) 路面、排水設備の整備状況					
① 舗装面、路肩、路側法面の状況					
② 路面標識					
③ 側溝、柵、暗渠、透水管等					
(3) 法面危険箇所の点検整備					
① 地滑り、落石、河川の水衝部等の危険箇所					
② 法面防護工の異常箇所					
(4) 構造物の状況					
① 橋梁、トンネル、擁壁、護岸等					
(5) 防護整備の状況					
① ガードレール、ガードロープ、保安柵、緊急退避所等					
(6) 信号通信、標識掲示類及び照明設備の整備状況					
① 信号機					
② 通信機					
③ 照明設備					
④ 警報設備					
⑤ 供用約款、保安上の供用制限					
⑥ 自動車道標識					
⑦ 案内、注意看板、反射鏡等					
(7) 緊急時の設備点検状況					
① 機械・器具類の整備					
② 消火・避難用具の整備状況					
<b>4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況</b>					
(1) 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。					
(2) 自然災害の発生に備えて、道路設備等の安全確保のための措置を講じているか。					
(3) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。					
<b>5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況</b>					
(1) 営業所、料金所及び路線内の巡回が徹底して実施されているか。					
(2) テロ発生時における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制)が整備・構築しているか。					
<b>6. 新型コロナウイルス感染拡大予防対策の実施状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況</b>					
(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策の着実な実施に努めているか。					
(2) ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。					
(3) インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。					